東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

令和８年１１月１６日
防災庁統括官（総合政策担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付

今般、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

記

１．御意見募集期間

令和８年11月16日（月）から令和８年12月16日（水）まで（郵送及びＦＡＸの場合も、募集期間内の必着とします。）

２．御意見募集対象

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案（別紙）

３．対象となる案の入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の「パブリックコメント」欄に掲載します。
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public

４．御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○　電子政府の総合窓口「e-Gov」の場合
電子政府の総合窓口「e-Gov」（https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームから御提出ください。

○　ＦＡＸの場合
ＦＡＸ番号：０３－３５０２－６０３４

○　郵送の場合

〒100-8914　東京都千代田区永田町１－６－１

防災庁統括官（総合政策担当）付参事官（被災者生活再建担当）付あて

５．御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきますが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。